

令和 7 年 11 月 19 日

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  
中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会 様

(一社)全国肢体不自由児者父母の会連合会  
会長 清水 誠一

日頃より、肢体不自由児教育に関し義務教育諸学校においてご丁寧なご指導・ご協力を賜わり感謝・お礼申し上げます。

特に、当会の子どもたちは肢体に障害があり車いす・座位保持装置を必要としており、学校施設も子どもの特性に合わせバリアフリー化するなど整備していただいております。

また、特別支援学級については、学校教育法第 81 条第 2 項で「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校」に特別支援学級を置くことができると規定しています。

現在の教育課程は特別支援学級で小学校・中学校に設けられていますが、高等学校・中等教育学校には設けられず高校には必要ないという今日までの経過に疑問を感じています。

過去、養・訓とされていた訓練等は現在の特別支援学級等の教育課程で「自立活動」の指導として取り入れられています。同時に肢体に障害のある子どもたちは、乳幼児期から、医療機関によるリハビリと療育機関による訓練を受けています。

学習指導要領で「自立活動の内容」として、1. 健康の保持として「生命を維持し、適切な健康管理とともに、日常生活を行うために必要な身体の健康状態の維持・改善を図る観点から内容を示しているとしております」

## 1. 「自立活動の内容」

### 1. 健康の保持

(3) 身体各部の状態の理解と養護に関するこ

(4) 障害の特性の理解と養護に関するこ

リハビリ・訓練は成長期にこそ継続して行うことが必要で、校内の自立活動で健康の保持も大切ですが、身体に係る障害の軽減と改善、姿勢の保持を具体的な項目として目標を立て、個別支援計画と整合性を図り、乳幼児期から継続しているリハビリテーションを学校内で生活上の困難を改善・克服するための訓練等を教員が担うことなく、専門指導員(理学・作業療法士)によるリハビリ(訓練)を行うことを別建てで明記する。

## 2. 高等学校、中等教育学校的教育課程編成

現在、高等学校及び中等教育学校的特別支援学級に係る教育課程の編成はなされてません。地域実態をみると、特別支援学校が郊外或いは地方に立地しているため、都市部から公共交通を

を利用して長時間をかけ通学しているのが実態です。

※都市部にある特別支援学校は直ぐに定員に達し、入学を希望する場合居住地から離れた特別支援学校しかない現実があります。

2-2 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムでは同じ学校で共に学ぶことが求められています。しかし、現在は小学校・中学校で通常の学級があり、通級指導・特別支援学級がありますありますが、阻害しているのは高等学校の教育課程を編成しないことにあります。

以上のことから、次期改定には高等学校に教育課程の編成を行いインクルーシブ教育が可能となる教育環境の整備を求めます。